

## 第1回福島地方裁判所委員会議事概要

### 第1 開催日時

11月21日(金)午前10時から正午

### 第2 開催場所

福島地方裁判所会議室(4階)

### 第3 出席者

(委員)

片岡正彦, 金平祖隆, 吉川三枝子, 齋藤 登, 高瀬雅男, 田口信太郎, 長崎誠, 芳賀 裕, 村田長生, 山口哲子, 吉田 徹(五十音順, 敬称略)

(説明者)

大内事務局長, 大中民事首席書記官, 鳴海刑事首席書記官, 久保田事務局次長

(庶務)

中脇総務課長, 岸浪総務課課長補佐, 降矢総務課庶務係長

### 第4 議事等

#### 1 開会(総務課長)

#### 2 村田福島地方裁判所長あいさつ

#### 3 各委員自己紹介

#### 4 説明者の同席についての了承

裁判所の説明者が本委員会に同席することを全委員が了承した。

#### 5 委員長選出

規則6条1項により, 村田委員を当委員会の委員長に選出した。

なお, 委員長の選出の過程で各委員から次のような意見が述べられた。

- この委員会は, 裁判所が何らかの政策決定のために諮問するのではなく, 裁判所を運営するに当たって, 自由闊達な意見交換によって裁判所に有益な意見を出してもらい, また裁判所からも情報を出すという双方向の議論をイメージしている。したがって, その前提として委員に裁判所の実情を理解してもらうことが必要であって, そのためには裁判所からの情報提供が必要となってくる。所長が裁判所の事情を説明して, 自由で率直な意見を引き出してもらうのがよい。
- 委員会の趣旨が広く国民の意見を求めるものであるなら, 主催者側の裁判所から少し離れた人を選出した方がよい。開かれた裁判所を目指すのなら, 裁判所以外の方がよい。
- 委員会は裁判所の運営に関して議論する場であり, 裁判の独立の要請から, 裁判の内容に関してまで踏み込んで議論することはできない。委員長は踏み込んでいい部分と, いけない部分を分けて考えられる人でなければならない。この辺のところをきちんと整理できる所長がよい。
- この委員会は, 必ずしも意見をひとつに決めて結論を出すものではないから, 裁判所に関する情報がない一般の委員の立場からは, 意見の整理がしにくいので, 裁判所をよくわかっている人に委員長をしてもらいたい。
- 委員会は議決する機関であるという認識が必要であるが, 議決で可否同数になった際に委員長の意見となる可能性があるから, 所長よりも民間の人の方がよい。所長には裁判所の情報を出してもらうよりも, 一委員として意見を出してもらった方がよい。

- この委員会は国民の意見を反映させるものであるから、裁判所を全く知らない人の意見も必要であるが、ある程度裁判所を知っている人の意見も必要である。これから議論するとき、一般的な感覚からの意見を述べることになるだろうが、まずは、委員がある程度のレベルに達するまでは、所長に委員長をお願いし、委員会が軌道に乗ってきてから、市民の立場で選ばれている者の中から選出を考えることも可能である。
- 県の委員会などでは、当初委員長を決めない扱いのものもあった。今回の委員会においては、だれがどういう人なのか分からないので、「だれがいいか。」といってもよく分からない。ある程度の期間は所長をお願いして、委員の人柄などが分かったところで決めるということではどうか。

#### 6 委員長代理の指名

委員長は規則6条3項により、吉田委員を代理者に指名した。

#### 7 議事

##### (1) 運営方法

委員会の運営方法について、次のとおり申し合わせた。

- ア 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
  - イ 委員長は、委員会の議決に基づき、福島家庭裁判所委員会委員長と協議の上、委員会を福島家庭裁判所委員会と合同で開催することができる。
  - ウ 議題については、委員長が、あらかじめ委員の意見を聴取の上、議題案を作成し、更に委員の意見を聞いて定める。
  - エ 委員会は、年複数回開催するものとする。(ただし、できる限り、年3、4回くらい開催するように努める。)
- この点に関しては、次のような意見が述べられた。
- 裁判所をよりよくするために、2か月に1度か3か月に1度の割合で開催してもらいたい。
  - 話題にしたい事項は、たくさんあるので、回数を多く開催してもらいたい。
  - 最初から何回と決めると、かえって形がい化するのではないか。充実した議論をするためには、当面は、委員会を開いた都度、次回期日を決める扱いでどうか。
  - 次回期日を決めるにしても、最大限の期限の縛りを設けたほうがよい。
  - せっかくの制度なので、年3、4回程度と「たが」をはめておいて、議論が必要であれば回数を増やしていけばよい。
  - 任期2年分について、3か月に1回の割合で期日を決めておいて、何も議論することがなければやらないという扱いはどうか。
  - 裁判所における準備期間も必要であろうし、事後における対応の検討といったことも出てくるので、そう何回も開催することには消極である。
- オ 委員会における議決は、過半数の委員が出席した委員会において、出席した委員の過半数で決する。

この点に関しては、次のような意見が述べられた。

- 可否同数の場合の扱いについて
  - ・ 否決とすることも可能である。
  - ・ その時点で考えればよい。
  - ・ 両論併記

- ・むしろペンディングとして再度議論の上決めるのが相当。
- あらかじめ欠席予定の場合の文書出席の可否について
  - ・委員会でその意見を披露することは可能であろうが、議決は疑問である。
  - ・披露することにより判断材料になるのであるから、ぜひ披露してもらいたい。

カ 議事の公開については申し合わせに至らず、今後の課題として議論を重ねていくこととなった。

主な意見は次のとおりであった。

- 家庭裁判所委員会と同様に「報道機関に対し、委員長のあいさつ部分に限り公開し、終了後に委員長が議事の内容及び発言の要旨を報道機関に説明する。」ということによい。
- 公開するのになじまない議題があるかも知れないが、ある程度は公開がよい。
- 原則公開としておいて、特別まずい場合には非公開としてはどうか。
- 少なくとも報道機関には公開した方がよい。
- テレビカメラが回っている中で議論するのが適当か。
- テレビカメラによって、議論は左右されない。
- もし、公開するのであれば、意見がまとまった段階からにしてほしい。
- 委員会規則を制定する際の最高裁における一般規則制定諮問委員会において、公開については一般傍聴を認めないことを前提として確認されているし、公開すると意見が萎縮してしまう面があり、自由闊達な意見交換という趣旨に反することになるので、公開はやめた方がよい。
- 自由闊達な意見交換のために公開が障害になっては意味がない。1人でも支障があるのであればやめた方がよい。また、意見を言った人に外部から圧力をかけられることも考えられるので、非公開を原則とした方がよい。
- 1人でも支障があるなら公開できないということでは何にもできない。公開に限ってそうなる理由が分からない。テレビカメラがだめなら記者だけに公開するのはどうか。
- カメラと記者は一体のものであり、カメラがだめで記者だけということはありません。
- 一般公開をしてどの程度の人が興味を示すか分からないが、あまりにも多くの人に来て、その熱気の中で議論するのもどうかと思うし、いいとこ取りで途中で退席してしまう人もいて問題もある。しかし、委員には公開に慣れていただき、委員会でこんな発言をしているということを知ってもらってもよいことだと思う。
- 行政機関の諮問には関心が多いので、公開が相当と思われるが、地裁委員会は裁判所の運営事項に関するものなので公開の要請は少ないと思われる。議事概要を公開したり、報道機関に説明することでよいと考える。
- 公開が当然だと思う。行政の諮問とは違うが、国民のための議論なら公開が原則である。しかし、公開することによって自由に意見が言えない委員がいるのであれば、考慮すべきである。
- 一般公開することによって、事件関係の当事者もかかわる可能性が

あり、不満を持つ当事者に議事を妨害されるおそれもある。委員全員が了解するのであればよいが、公開には躊躇を感じる。

- この委員会と裁判所が対立することは考えられない。裁判所をよくするために議論するのであって、裁判所の悪口や裁判の内容について諮問するのではない。最初から敵対視するのはよくない。国民が、どのような委員会なのかを知ることが1番大事である。議事概要を公開するのであれば、その前の議事を公開しない理由はない。
- この委員会は政策決定のためのものではないから、密室での議論でものごとが決められるということが懸念されるようなものではなく、それぞれの委員の発言内容を逐一報道機関に公開する必要があるのか疑問がある。逐一明らかにしなくても、ある程度取りまとめて公開することで足りるものとも考えられる。
- こういう内容の議論をしたという内容の公開であれば、委員長のあいさつ部分に限り公開し、終了後に委員長が議事の内容及び発言の要旨を報道機関に説明するということが目的は達するものとする。

キ 議事概要を、委員会庶務が作成し、これを委員に配布するほか、福島地方裁判所ホームページに掲載して公表する。この際、発言者である委員名は公表しない。

## (2) 意見交換

ア 民事首席書記官が、民事事件についての受付相談態勢について説明

イ 総務課長が、広報活動について説明

ウ 次回の議題の設定について

議題としてふさわしいものをアンケート形式で各委員から出していただき、それらを調整して整理しながら、再度、委員に図った上で設定することとされた。

この点についての主な意見は次のとおりであった。

- 最初は裁判所に対する質問が多いと思う。
- 事前にアンケートを行い、回答をもらっておくことがよい。そうしないと準備がしづらくなると思う。
- 個別具体的な手続についての議論はできないと思う。
- 裁判所から、裁判官の勤務実態、書記官の勤務状態、超過勤務、令状勤務、予算の問題などの説明をしていただいて、それではそれをどう変えればよいかについて議論したい。全国の委員会において、それがだめだということになれば、法改正の方向にいく可能性もあると思う。

## 8 次回開催期日について

平成16年2月27日(金)午後3時からとすることです承された。

なお、希望する委員に対しては、同日午後1時30分から裁判傍聴及び庁舎内見学を設定することとした。

## 第5 閉会